



広島弁護士会
HIROSHIMA Bar Association

弁護士による 法教育 プログラム のご案内

～弁護士と学ぶ、法的なものの考え方～

学校における法教育を支援する様々なプログラムを、法の専門家である弁護士が提供いたします。

Legal
Literacy

トラブルって
どうやって解決するの？

何で悪い人を
弁護するの？

ルールってどうやって
作るのが良いの？

教員の皆様

広島弁護士会では、出前授業、裁判傍聴セミナー等
さまざまなプログラムを提供し、
学校現場での法教育の普及に協力しています。
「法教育」は生きる力を学べる教育！
お気軽にご相談ください。



さあ、今こそはじめよう! 生きる力を養う学習「法教育」



～「法教育」とは…?～

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている自由や平等といった価値を理解し、法的なものの考え方、さらにはそれらを実際に活用できる素養を身につけるための教育をいいます。議論などを通じて、考え方そのものを学ぶ、思考型、参加型の教育であるところに法教育の特徴があります。



～学校教育における法教育～

平成23年から平成25年にかけて小中高で新学習指導要領が導入されてきましたが、その中でも法教育が取り上げられています。小学校の社会や道徳、中学校の社会・公民的分野・現代社会、高等学校の公民科をはじめとする諸教科にも同様に法教育の内容が含まれています。学校現場では、今までにないほど、法教育の指導の充実が求められています。



～広島弁護士会の法教育への取り組み～

広島弁護士会では、法教育委員会を設置し、法教育の普及に向けた活動に積極的に取り組んで参りました。毎年、多くの学校からご依頼をいただき、講師派遣や模擬裁判等を通じ、学校現場での法教育活動のお手伝いをさせて頂いています。本パンフレットには、その内容の一部を掲載させていただいています。無料講師派遣制度をご利用の場合には、費用はかかりません。



お問い合わせは もしくは、本パンフレット裏面をご覧ください

<https://www.hiroben.or.jp/>

触れてみよう! 裁判の世界。 学んでみよう! 法律の世界。

Legal
Literacy



講師派遣、出前授業

1コマ(45分)の授業から対応可能です。授業内容、時間、派遣する弁護士の数などは、ご要望に応じて調整させていただきますので、お気軽にお申し込みください。

ルール作り



「体育館の使用時間をめぐって複数の部活が争っています」「商店街でストリートミュージシャンが大音量で路上ライブをしています。楽しんでいる人もいれば迷惑している人もいます」といったトラブルについて、生徒が各当事者になりつつ討論してもらいます。生徒には、ディスカッションを通じて、自分の主張を伝えること、自分と異なる意見を尊重することの重要性に気付いてもらい、何が妥当な解決なのか考えてもらいます。

模擬調停



「学校の廊下でぶつかって貴重品が壊れてしまいました。その貴重品は学校に持ってきてはいけないものでした。修理費用は誰が負担すべきか。」といった学校内で起こりうる出来事から、「駄菓子屋を営んでいるおばあさんが貸主から突然立ち退きを求められました。それぞれの代理人として交渉してください。」といった内容など、様々な教材を使用し、衝突を調整し合意形成をしていく過程を経験してもらいます。

広島弁護士会では、次のような取り組みを行っています。その他にも各学校のご要望に応じたプログラムを提供することも可能です。詳しくは裏表紙記載の広島弁護士会の担当事務局までお問い合わせください。また、中高生を対象にしたジュニアロースクールなどのイベントを行うこともありますので、HPもご覧ください。



講師派遣の費用については、ご相談下さい。

模擬裁判・裁判員裁判

生徒には裁判員役をしてもらい、弁護士の指導のもと、裁判を体験してもらいます。検察官と弁護人の双方の言い分を聞いて討論・判断をする過程を通じて、刑事裁判の基本的な考え方はもちろん、多面的なもののとらえ方、論理的思考力、議論の方法についても身に付けてもらうことを目的としています。



シナリオやワークシートを使用し、授業を進めやすいよう工夫をしています。その他にも、「裁判員裁判」や「裁判手続」といったテーマで公民の単元の「司法」に関わる授業を行うことも可能です。



弁護士の仕事（キャリア教育）

生徒から「弁護士は悪い人の味方ですか」、「どのくらい勉強したらなることができますか」といった質問は非常に多いです。



弁護士がどのような仕事をしているか、弁護士になるための制度は現在どうなっているかといった生徒の素朴な疑問に弁護士が直接お答えします。



職場体験学習

広島弁護士会は、学校からの要請があった場合の職場体験学習の受け入れ事業所にもなっています。

職場体験学習では、弁護士の職務や弁護士の日常について紹介したり、身近な題材をテーマに、法やルールの背景にある考え方について学びます。その他にも、そごう新館の中にある法律相談センターの見学や裁判傍聴をしたこともあります。



裁判所や検察庁との日程調整が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

その他のイベント

出前授業、裁判傍聴以外にも、広島弁護士会では、夏休み・冬休みの長期休暇を利用したジュニアロースクール等のイベントも行っています。イベント開催の際には、ホームページ上での告知に加えて個別に学校への案内状も送らせて頂いています。

夏休み 毎年夏休みの1日を使い、法教育と刑事模擬裁判が体験できるジュニアロースクールを開催しています。

毎年20名以上の弁護士が参加してプログラム提供を行い、100名程度の生徒に参加いただいています。



冬休み 2012年の冬休みに裁判傍聴セミナーを実施し、多くの生徒に参加していただきました。裁判を傍聴した後、弁護士から刑事裁判の制度や裁判の内容について説明があります。裁判員裁判で裁判員に選ばれたときに戸惑わないよう、刑事裁判に触れておくことはとても大事です。

興味をお持ちになっておられる学校の先生は、お気軽に広島弁護士会までご連絡ください。

お申し込みから実施までのイメージ

- 1
 - 法教育の出前授業をしてほしい…
 - 裁判傍聴を試みたい…
 - 職場体験学習を受け入れてほしい…



- 2
 - 弁護士会へ連絡
 - 弁護士会から申込書を送付
 - お申し込み



- 3
 - 担当弁護士の決定
 - 実施のための教員との打ち合わせ・準備



4 Legal Literacy プログラムの実施!!



お申し込み・お問い合わせはこちらまで



広島弁護士会
HIROSHIMA Bar Association

事務局

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-66
<https://www.hiroben.or.jp/index.php>

受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く

TEL .082-228-0230
FAX.082-228-0418

